

特別安全衛生改善計画制度について

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。

計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるようになります。

【特別安全衛生改善計画の流れ】

安全衛生関係法令に違反し、同様の重大な労働災害を、一定期間内に複数の事業場において発生させた企業
重大な労働災害：死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害 一定期間内：3年以内

